

遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状

2022（令和4）年8月26日

山形県知事 吉村美栄子 様

遊佐沖洋上風力発電を考える会

共同代表 菅原善子

本間淳子

佐藤秀彰

標記事業については、既に法定協議会が設置され、促進区域の指定に向けて協議が開始されていますが、幅広い地域住民の理解が得られないままに進められています。

わたしたちは、標記事業に関して開催された事業者説明会や県による地区別住民説明会、国による住民説明会等に参加し、洋上風力発電事業に伴う健康被害や景観の悪化等の懸念が離岸距離 1～5 kmに設定されている想定海域に起因しているということをめぐって、事業者や山形県、国に繰り返し質問しましたが、回答を得ることはできませんでした。

わたしたちは、当事者である地域住民として、下記のとおり、あらためて公開で質問します。9月21日（水）までに、文書で回答されるよう求めます。

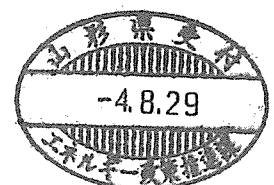
記

質問1

山形県では、どのような根拠と経緯をもって、この離岸距離 1～5 kmの海域を適地とし、事業化想定海域として国に情報提供したのでしょうか。

単に風況が良い、水深が着床式に適しているということではなく、沿岸域に暮らす地域住民、景観、自然環境に対する配慮はどのようになされたのでしょうか。

そもそもの海域設定の案は県独自のものなのか、国の指導や助言があったのか等についても、併せてお答えください。



質問2

山形県では、事業化想定海域の設定にあたり、海外の洋上風力発電先進地における離岸距離、健康被害や漁業への影響の実態について、どのような情報収集、調査研究をしたのでしょうか。

ヨーロッパや中国での離岸距離に比べて、あり得ないほどの至近距離での設定をするにあたり具体的にどのような検討をされたのかも教えてください。

質問3

いかに経済効果や雇用が生まれたとしても、健康被害や環境破壊を生じてしまえば、事業は公害となります。現に各地の陸上風車でも「風車病」と呼ばれる健康被害があることは事実です。もしそのような被害が発生した場合、責任は事業者だけではなく、事業想定海域を国に情報提供した山形県にもあると考えます。

山形県知事は、沿岸域に暮らす県民の安全安心な暮らしと、鳥海山と日本海の恵みである貴重な環境を守るという責任を負う覚悟で国に情報提供したのでしょうか。

（質問についての補足説明）

洋上風力発電の先進地であるヨーロッパでは、離岸距離について原則を定めています。ドイツ、オランダでは12海里（22.2km）以上、デンマークでは12.5km以上、イギリスでは、2001年には制約がなかったものが、2003年には8～13km以上に、2010年からは12海里（22.2km）以上に設定されています。中国でも10km以上の離岸距離をおくことが原則とされています。

令和3年度開催の事業者による説明会でも、ヨーロッパでは陸地から20～30km距離をとることが原則であるとの回答がありました。ところが、なぜ遊佐沖は1～5kmの離岸距離しかとらない想定海域なのかという質問に対し、事業者は、ヨーロッパでは20～30km離しても遠浅であるのに比べ、遊佐沖は20～30km沖になると着床式の風車は建てられない水深になるから、という旨の回答をしました。

同様の質問に対し、令和3年度の地区別住民説明会で山形県の職員は「国が適地と言っている海域なので」という旨の回答をし、令和4年度の国による説明会では経済産業省資源エネルギー庁の職員は、「想定海域は、国が一方的に決めたことではなく、

山形県からの情報提供に沿って設定した」という旨を回答しました。

離岸距離が小さければ、送電ケーブルも短くてすみ、維持管理等も容易であるにも拘わらず、ヨーロッパでは距離をとっているということは、低周波や騒音等による健康被害や景観が損なわれるといった不都合が生じるからでしょう。

当計画はあくまでも着床式を前提としたものであり、共同漁業権区域の漁業関係者や国定公園区域等への検討はなされても、地域住民の健康で文化的な生活を守る、地域の自然環境、歴史、文化を尊重するという視点が決定的に欠けていると捉えざるを得ません。つまり、我が国では前例のない事業であり、やってみなければわからない、影響予測の困難なことが多すぎる事業で、しかも回復できない被害が生じる可能性もある事業と考えます。

遊佐沖では距離をとることが叶わないということは、洋上風力発電には向いていない海域であるということにほかなりません。にも拘わらず、建設しようとすることは、地域の歴史や文化、安全で安心できる暮らしを犠牲にしなければ成り立たない事業であることを意味していると考えます。

送付・問合せ先

遊佐沖洋上風力発電を考える会